

基本構想

- 1 まちづくりの基本理念と将来像
- 2 将来人口の見通しと方向性
- 3 都市空間と土地利用の方向性
- 4 まちづくりの目標と施策の方向（大綱）

1

まちづくりの基本理念と将来像

第1節 まちづくりの基本理念

本市は、平成18（2006）年の合併時における新市建設計画から「第5次下妻市総合計画」の基本理念及び将来像を設定しており、新たな「下妻市」の市政目標としてきました。

そのため、本計画においても、市政全体の理念である「基本理念」は継承しながら、時代の変化や制度、政策の変更を踏まえ、理念を一部変更し、新たな総合計画に適当なものとしします。

また、総合戦略との整合性を図り、「まちの活力」「交流・協働」「経済・産業」といった『地域活性化』『地域共生』の視点を盛り込んだものとし、本市の基本理念を、次のとおりとします。

基本理念

1. いつまでも暮らしたい 誰もが安心できるやさしいまちづくり

生涯を下妻市で過ごすことのできる、住みよいまちづくりを進めます

2. 豊かでかけがえのない自然と共生するまちづくり

自然を大切にし、人と自然の共生によるまちづくりを進めます

3. 市民一人ひとりが活躍し、ひと・もの・しごとに活力あるまちづくり

市民の活躍を促し、地域社会に活力あるまちづくりを進めます

第2節 将来像の設定

将来像は、新たな基本理念を踏まえ、本市の政策的な特徴を捉えた内容とし、市内外に下妻市政の方向性を示すものとして、次のとおり設定します。

将来像

人と自然を活かし、住みよさを創るまち しもつま

～住み続けたい、選ばれるまちを目指して～

私たちは、この「下妻」で、人と自然が共生しながら、誰もが健康で、快適に住み続けられるまちを目指します。

そのために、市民と行政が共に地域・社会づくりに取り組み、住み続けたい、住んでみたいと思えるまちづくりに取り組みます。

2

将来人口の見通しと方向性

第1節 本計画における将来人口の見通し

1 人口ビジョンとの関係

本市では、平成 27(2015)年度に策定した人口ビジョンにおいて、人口減少の現状や将来展望の調査・分析から地域へ与える影響などを踏まえ、人口減少を抑制していくための将来の目標と目指すべき方向性を定め、将来人口の見通しを次のとおり設定しています。

図表 -1 人口ビジョンにおける将来人口の見通し

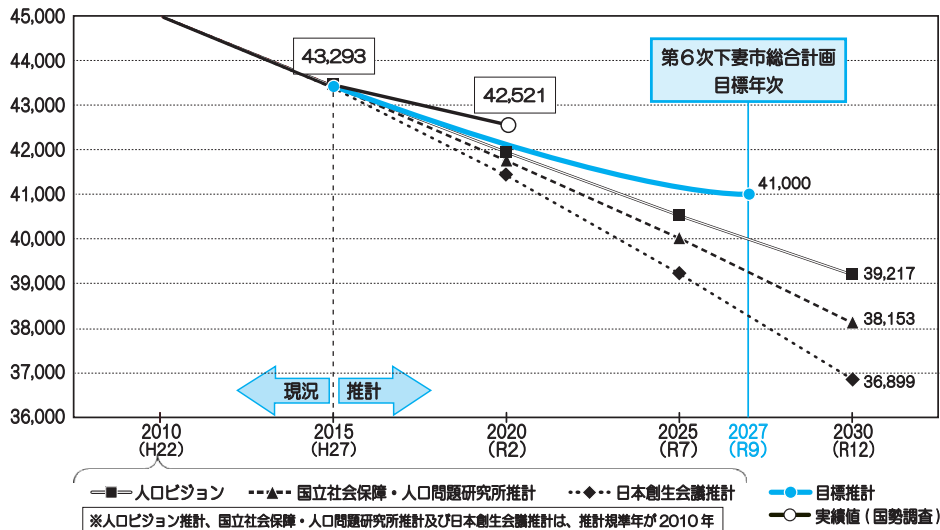
	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年
人口推計	44,987人	41,951人	39,217人	36,491人	33,852人	31,773人

2 総合計画と将来人口

総合計画は、各自治体が独自に定めるものであるため、国の手法に準じない形で調査・分析を行い、長期の指針に適切な推計値を独自に算出することが望ましいとされています。

本市は、現在の状況で推移した場合、人口減少が大幅に進行することが見込まれることから、総合計画及び総合戦略による施策・事業の効果により、工業団地の開発などに伴う流入人口や定住人口の増加、若者世代の流出抑制を果たすことで、本計画の目標年次である令和 9(2027)年の将来人口として 41,000 人を目指します。

図表 -2 本計画における将来人口の見通し



3

都市空間と土地利用の方向性

第1節 都市空間づくりと基本方針

1 都市空間づくりの考え方

本市では、従来より、土地利用に係る計画として、次の計画を策定しています。

(1) 都市計画マスタープラン

「都市計画マスタープラン」において、土地利用や市街地整備の在り方などを明確にし、都市計画の方針を具体的に定めています。

(2) 新市建設計画

東日本大震災の特例措置により、2025年度まで計画期間が延長された「新市建設計画」において、合併後の都市整備の方針を別途定めています。

このことから、都市計画及び都市整備に係る個別の具体的な方針・施策などについては「都市計画マスタープラン」「新市建設計画」に位置付けることとし、本構想では「都市空間づくりの考え方」として、「まちづくり（都市計画及び都市整備）の基本方針」及び「ゾーニング（地域設計）」を定めます。

2 まちづくりの基本方針

本市では、第5次総合計画より、新市建設計画で定められた基本政策に即した土地利用を行ってきたことから、これを踏襲し、改めて本計画における基本方針として位置付けます。

■まちづくり（都市計画及び都市整備）の基本方針

方針
1

都市基盤の整備

方針
2

道路・交通網の整備・充実

方針
3

産業・観光の振興

方針
4

保健・医療・福祉の充実

方針
5

自然・生活環境の保全

方針
6

教育・文化・スポーツの推進

方針
7

コミュニティの活性化

方針
8

行財政改革の推進

※新市の基本政策（新市建設計画）を踏襲

第2節 土地利用構想

1 土地利用の考え方

本市の都市計画及び土地利用の方針については、次のとおり定めます。

■都市構造の構築（ゾーニングの配置）

合併前の分断的な都市構造から、引き続き「下妻市」としての都市の一体化や効率化を推進し、市全体のバランスの取れた都市の発展を促進します。

また、都市のゾーニングに当たっては、基本的な土地の利用を構成するゾーン、まちの目玉を構成する拠点、結びつきと流れを示すネットワーク軸を定め、都市構造の再構築を行います。

2 地域別ゾーニングと整備方針

基本的な土地の利用を構成する4つのゾーン、まちの目玉を構成する3つの拠点、結びつきと流れを示す3つのネットワーク軸を、次のとおり定めます。

(1) 基本的な土地の利用を構成するゾーン

①地域拠点ゾーン

下妻地区と千代川地区の市街地を地域拠点ゾーンと位置付け、地域特性を尊重しながら、中心市街地の活性化や生活環境の向上に努めます。

②産業振興ゾーン

これまで立地してきた産業の維持と育成を図るとともに、新たな産業の振興に努めます。また、新たな工業団地の造成により、更なる企業誘致を推進し、産業拠点としての機能整備と雇用の場の確保を図ります。

③農業生産ゾーン

市内全域に広がる優良農地や平地林の保全に努めるとともに、上・下水道や集落間道路、集落景観の形成を図り、美しく住みよい農村空間の創出に努めます。

また、担い手の育成に努め、梨・千石きゅうりを始めとした農産物のブランド化を推進し、首都圏に近い立地条件を生かした収益性の高い農業を目指します。

④緑地景観ゾーン

鬼怒川・小貝川・砂沼などの水辺空間や河川緑地、また貴重な平地林を生かした公園などを緑地景観ゾーンと位置付け、質の高い緑地景観の整備・保全により、住民生活の憩いの場を確保します。

(2) まちの目玉を構成する拠点

①レクリエーション・スポーツ拠点

水辺空間や緑地空間を生かした公園、スポーツ関連施設などのレクリエーション拠点の整備・充実を図り、交流人口の拡大による地域の活性化を図ります。

②情報発信・交流拠点

国道 294 号は、地域の自立的発展や地域間の連携を支えるための地域高規格道路「常総・宇都宮東部連絡道路」に位置付けられている本市の幹線道路です。その国道 294 号に面して立地する「道の駅しもつま」と「やすらぎの里しもつま」を本市における北と南の情報発信の拠点として位置付け、産業、観光、文化などの情報発信基地として充実を図ります。

さらに、砂沼周辺地区都市再生整備計画事業で整備した「さん歩の駅サン・SUN さぬま」と、屋根付きのイベント広場や本格的なスケートボード用施設を備えた「Waiwai ドームしもつま」を情報発信と交流の拠点として位置付け、中心市街地の活性化を図ります。

③歴史と文化の拠点

「ふるさと博物館」のほか、国の重要文化財にも指定され、古くからの歴史と文化が栄えたおもかげを今に伝える大宝八幡宮や大宝城跡周辺と、国の登録有形文化財に登録された江連用水旧溝宮裏両樋を歴史と文化の拠点として位置付け、文化財の保護・保存に努めながら、まちの魅力として観光施策を推進し、交流人口の拡大による地域の活性化を図ります。

(3) 結びつきと流れを示すネットワーク軸

①地域ネットワーク軸

各地域拠点ゾーン（本庁舎及び千代川庁舎）を結ぶ幹線道路を地域ネットワーク軸として位置付け、各地域拠点ゾーン同士の連携を強化し、速やかな一体化を推進するとともに、本市の均衡ある発展と住民福祉の向上に努めます。

②回遊ネットワーク軸

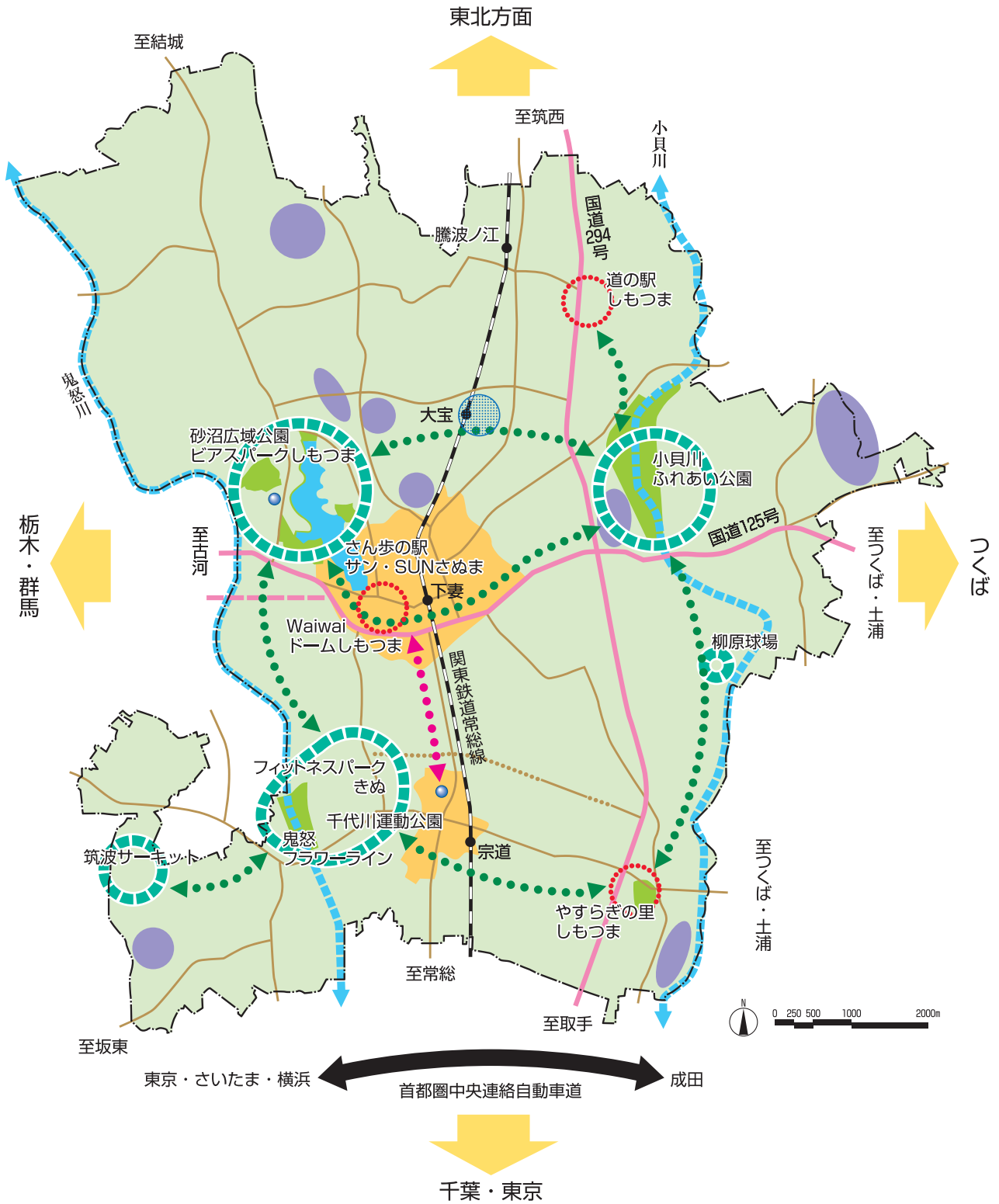
鬼怒川・小貝川・砂沼などの水辺空間や各緑地景観ゾーン、レクリエーション拠点など、豊かな水辺と緑地空間をウォーキングコースやサイクリングロード、平地林、広大な田園地帯や畑作地帯などにより有機的に連携し、回遊ネットワーク軸を形成します。ウォーキングやサイクリングを通して、訪れる人が快適に本市の魅力に触れる機会を創出し、交流人口の拡大による地域の活性化を図ります。

③水辺のネットワーク軸

鬼怒川・小貝川などの河川空間を水辺のネットワーク軸として位置付け、鬼怒フラワーラインや小貝川ふれあい公園、サイクリングロードの整備・充実を図るとともに、E ボート大会や自然体験学習など多様なイベントを開催し、安全で親しみのある河川空間の創造に努めます。また、上流域や下流域と連携し、広域的な河川空間の利活用を推進します。

■地域別ゾーニングと整備方針に基づくゾーニング図

基本構想



- | | | |
|---------|-----------------|------------|
| 地域拠点ゾーン | レクリエーション・スポーツ拠点 | 地域ネットワーク軸 |
| 産業振興ゾーン | 情報発信・交流拠点 | 回遊のネットワーク軸 |
| 農業生産ゾーン | 歴史と文化の拠点 | 水辺のネットワーク軸 |
| 緑地景観ゾーン | | |

4

まちづくりの目標と施策の方向（大綱）

第1節 まちづくりの目標とリーディングプロジェクト

1 基本理念・将来像を実現するための考え方

「基本理念」「将来像」に基づいたまちづくりを実施するためには、目標を掲げ各種事業を効率的かつ効果的に推進する必要があります。

そこで、本市を取り巻く様々な課題に新たに取り組むため、従来の計画体系を改め、まちづくりの将来像を実現するための6つの基本目標を設定します。

さらに、基本目標体系と共に、総合戦略に記載のある施策群について、地方創生に係る庁内横断型の施策群として別途体系化し、本計画におけるリーディングプロジェクトに設定します。

基本理念

1. いままで暮らしたい 誰もが安心できるやさしいまちづくり

生涯を下妻市で過ごすことのできる、住みよいまちづくりを進めます

2. 豊かでかけがえのない自然と共生するまちづくり

自然を大切にし、人と自然の共生によるまちづくりを進めます

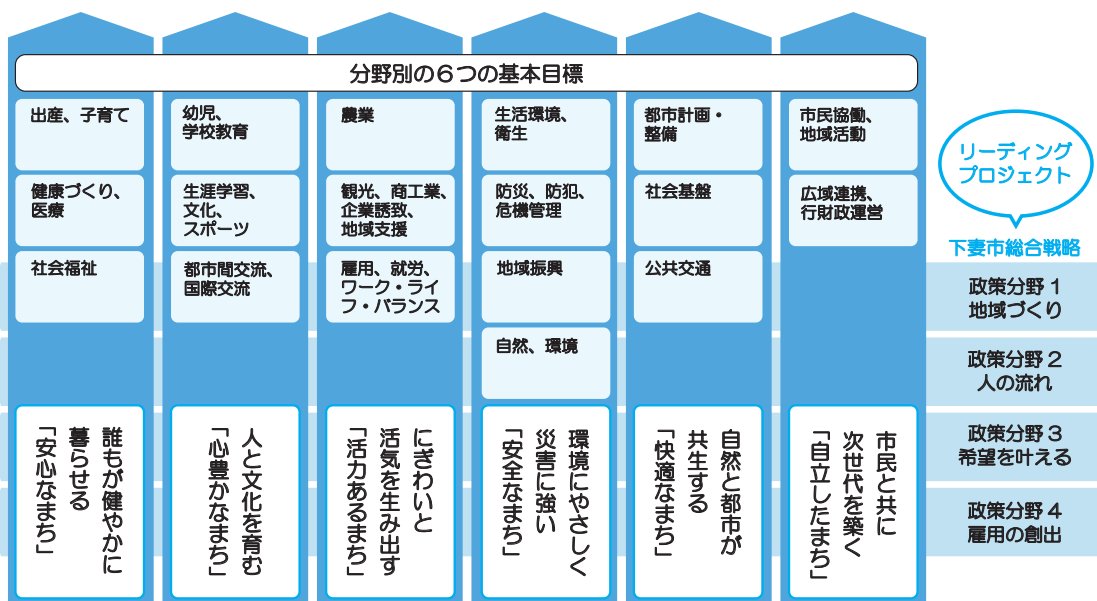
3. 市民一人ひとりが活躍し、ひと・もの・しごとに活力あるまちづくり

市民の活躍を促し、地域社会に活力あるまちづくりを進めます

将来像

人と自然を活かし、住みよさを創るまち しもつま

～住み続けたい、選ばれるまちを目指して～



2 新たなリーディングプロジェクトの設定の考え方

本市では、従来、各分野において総合的かつ重点的に取り組む施策を選択し、横断的に関連付け、計画全体を誘導して相乗的な効果を発揮させるため、まちづくりの目標体系とは別に「リーディングプロジェクト」を設定していました。

本計画では、改めて内容を精査し、新たなリーディングプロジェクトを、次のとおり設定します。

(1) リーディングプロジェクトの再設定

- ・リーディングプロジェクトの内容を改めるに当たっては、重点施策を取り上げるとともに、別途、総合戦略との整合を図る必要があります。

(2) 地方創生の取り組みと重点戦略化

- ・平成 27（2015）年度策定の総合戦略は、「第 5 次下妻市総合計画」との整合性及び結びつけを考慮し、今後のまちづくりの方向性を見据えた戦略づくりを行いました。
- ・このことから、総合戦略を本計画に重点施策として組み込むことで、この両計画の一体性及び総合戦略の推進力を高めることができると考えます。
- ・そこで本市では、人口減少の克服や市の活力の維持・向上を掲げた総合戦略を新たなリーディングプロジェクトと位置付け、取り組みを推進することとします。

なお、総合戦略における施策・事業は、全て本計画に位置付けられるものであり、本計画での総合戦略の取扱い事項は、次のとおりとします。

■本計画における総合戦略の取扱い事項

- 第1項** 総合戦略記載の施策及び事業は、基本計画に明確に位置付けること。
- 第2項** 総合戦略記載の数値目標は、基本計画における重点施策成果指標として設定すること。
- 第3項** 総合戦略記載の重要業績評価指標(KPI)は、実施計画において、その整合性を図ること。
- 第4項** 本計画は、総合戦略に上位する計画であること。
- 第5項** 総合戦略に修正が生じる場合は、本計画との整合性を図り、適当な修正を加えること。
- 第6項** 法改正や国通知などにより、両計画の位置付け・取り扱いなどが規定された場合は、それに基づき本事項を見直すこと。

子育て 医療 社会福祉

誰もが健やかに暮らせる「安心なまち」

● 基本方針 ●

誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って暮らすことができるよう、市民のこころとからだの健康づくりへの支援を始め、地域の絆を大切に、穏やかに、そして生涯健康で暮らすことのできる取り組みを推進します。

これにより、子どもから高齢者まで世代を問わず、性別や障害などによる差別のない、地域共生社会の構築を図り、「子育て、医療、社会福祉」の向上を目指します。

● 基本施策 ●

基本施策1 子育て環境の充実 出産、子育て

1 子育て

妊娠から出産、子どもの発育に係る支援、母子保健などの充実を図るとともに、切れ目ない子育て世代へのサポートや子育て環境の整備を図ります。

2 児童福祉

児童福祉施策の充実を図るとともに、児童虐待防止に努め、児童の健全育成を推進します。

基本施策2 保健・医療の充実 健康づくり、医療

1 保健

若い世代から広く市民の健康づくりを促進し、積極的に自分の健康づくりに取り組む市民を増やし、健康寿命の延伸を図ります。

2 医療

関係機関などの連携を図り、安心して医療が受けられる医療体制の充実を図ります。

3 国保、後期高齢者医療、年金

市民の安心・健康を支える国民皆保険制度を維持するために、国、県や広域連合との連携を図りながら適切な運営に努めます。

1 社会福祉

様々な事情により経済的に困窮する市民に対して、各種社会保障制度の活用や関係機関との連携により、早期の問題解決ができるよう支援します。

2 障害者福祉

障害のある人が安心して暮らせる社会を目指し、障害福祉サービスの充実を図るとともに、障害のある人の社会参加を促進します。

3 高齢者福祉

元気に楽しく生き生きとした高齢期を過ごせるよう、在宅福祉サービスや健康づくり、社会参加、就労支援などに取り組むとともに、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

4 介護保険

介護保険制度の普及・啓発及び制度の円滑な運営とサービスの基盤整備の推進を図り、保険者機能の強化に努めます。高齢者の自立と尊厳を支えるケアを目指し、介護給付の適正化に取り組みます。

5 地域福祉、地域包括ケア

全ての市民が、住み慣れた地域で健やかに生活することができるよう、自助・共助・公助の理念に基づき、地域共生社会の実現に取り組みます。

教育 文化

人と文化を育む「心豊かなまち」

● 基本方針 ●

子どもの健全な心身の育成を図るため、質の高い教育環境の整備や、郷土への誇り・愛着を持つことができるよう、郷土文化・芸術へのふれあいの機会づくりに努めるとともに、市民一人ひとりの学習・技能取得の機会づくりや意欲向上の取り組みを推進します。

これにより、市民一人ひとりが活躍することができ、下妻への郷土愛を生み育てることのできる「教育、文化」の向上を目指します。

● 基本施策 ●

基本施策 1 教育環境の充実 幼児、学校教育

1 幼児教育

幼児期は、人間形成の基礎が培われる時期であり、小学校以降における「生きる力」の基礎を培うために、幼児期からの家庭・保護者の教育力の向上に努めます。

2 義務教育

子どもたちが、自らの可能性を開花させ、幸せな人生を送ることができる基礎を培うために、「知」・「徳」・「体」の調和のとれた児童生徒の育成を支援します。

基本施策 2 生涯学習・文化・スポーツの推進 生涯学習、文化、スポーツ

1 生涯学習、公民館

多様な学習ニーズに対応した講座などの生涯学習支援機能を充実させ、誰もが目的や志向に応じた学習ができる機会の提供に努めます。

2 青少年育成

青少年が心豊かに成長するため、青少年育成団体への活動を積極的に支援するとともに、関係機関などと連携し、非行防止などの啓発を図ります。

3 芸術、文化、市民文化会館

多くの市民が芸術・文化などの活動に親しむことができるよう、機会の充実に努めるとともに、芸術文化活動の活性化を図ります。

4 文化財、博物館

本市の歴史を多くの方が身近に感じ、郷土愛が育まれるよう、出土品の文化財など、歴史資料の調査・収集・保護・保存・展示に努めます。

5 図書館

市民に親しまれる生涯学習・情報発信の拠点として、資料及び情報の収集・保存・提供などのサービスの充実と向上に努めます。

6 スポーツ振興、体育施設

生涯にわたるスポーツライフの実現を目指し、スポーツ環境の整備に努め、子どもから高齢者まで、様々な世代でスポーツ活動の充実を図ります。

基本施策3 都市間交流・国際交流の推進

都市間交流、国際交流

1 都市間交流、国際交流

姉妹都市や災害時応援協定を締結した都市との交流を促進します。また、国際交流活動を推進し、多文化共生の進展を図ります。

観光 産業振興

にぎわいと活気を生み出す「活力あるまち」

● 基本方針 ●

活力あふれる地域づくりのため、「まち」のにぎわい、「ひと」の活躍、「しごと」の創出を図り、地域経済の活力を生み、市内産業の活性化を促進するとともに、ワーク・ライフ・バランスによる余暇生活の充実など、勤労者福祉への取り組みを推進します。

これにより、下妻のにぎわいを呼び起こし、地域経済に活力があり、心豊かに働くことのできる「観光、産業振興」の向上を図ります。

● 基本施策 ●

基本施策 1 農業の振興 農業

1 農業経営

経営基盤の強化と経営革新や経営安定のための各種支援策に取り組み、農業事業者の経営支援を図ります。

2 農業基盤

安全な農産物の供給、効率的かつ持続性のある農業の確立を図るため、ほ場における未整備地区の事業化推進、畑地帯における霞ヶ浦用水の事業推進、農業用施設などの長寿命化対策、多面的機能発揮における地域活動の促進に努めます。

基本施策 2 地域経済の活性化と観光の振興 観光、商工業、企業誘致、地域支援

1 観光

周辺地域や遠方の人々が興味を持って訪れる、「下妻らしさがあふれ、地域の産業振興につながる観光」を目指した施策を推進します。また、交流人口の増加と地域活性化に向け、多様化・高度化する観光・レクリエーションニーズに即した取り組みを図り、交流人口の拡大に努めます。

2 商業

買物弱者である高齢者などに配慮した商店街づくりや、創業希望者が空き店舗などを活用し起業できるよう努めるとともに、大型店と商店街が共存できるような施策を展開し、商業の活性化を目指します。

3 工業、企業誘致

AI（人工知能）や最新設備機器などの導入、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援し、企業の定着に努め、また新分野を開拓する企業の誘致を図ります。

4 地域資源活用、産業創造

地域交流拠点施設を活用し、特産品の販売拡大を図ります。また、都市部の住民を対象に農業体験を中心とした企画を実施し交流を図ります。さらに、農業の6次産業化に取り組む生産者を支援します。

基本施策3 就労環境の適正化 雇用、就労、ワーク・ライフ・バランス

1 就労

就労希望者を支援するため、職業訓練機関などと連携し情報提供を行います。また、再就職者などへの支援として、各種講座やセミナーの開催の情報提供を行います。さらに、青年無業者（ニート）を支援するため、就労支援機関と連携し、情報提供を行います。

2 ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和を推進し、勤労者福祉施設の利用促進を図り、健康でゆとりある労働環境づくりに努めます。

生活 環境

環境にやさしく災害に強い「安全なまち」

● 基本方針 ●

環境負荷の少ない循環型社会の構築のため、市民一人ひとりの意識と行動を促し、循環型社会の構築に向けた取り組みを進めるとともに、公害の抑制や身近な自然環境を保全し、季節の彩りを身近に感じることができる環境保全の取り組みを推進します。

また、地域ぐるみで、自然災害に対する防災機能の向上を図るとともに、交通安全対策や防犯活動を推進するなど、まちの安全性を高めるとともに、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自助・共助意識の高揚のための取り組みを推進します。

これにより、安全で安心な地域づくりを図り、下妻に暮らし続けることができ、下妻を訪れたい、住んでみたいという人々を呼び込むこともできる「生活、環境」の向上を目指します。

● 基本施策 ●

基本施策 1 生活・衛生環境の向上

生活環境、衛生

1 公害

大気汚染物質や水質・土壌・地下水汚染などを監視し、有害化学物質などへの対応に努めることで、健康で安心して暮らせる生活環境を保全します。

2 墓地、葬斎場

市民・利用者の利便・ニーズを適切に捉え、施設・土地の適切な管理・運営を図ります。

3 ごみ対策、リサイクル

循環型社会を実現するため、環境負荷の少ないごみ処理体系の形成を目指すとともに、効果的・効率的なごみ処理体制の構築を進めます。

基本施策 2 地域の安全・安心の強化

防災、防犯、危機管理

1 防災、国民保護

大規模災害や武力攻撃・テロ攻撃などの多様化する危機への対応及び発生した危機に対する被害の軽減を目指し、危機管理体制の更なる向上を図ります。

2 交通安全、防犯

市民、地域、警察、市などが連携を図りながら情報を共有するとともに、防犯などに関する啓

発活動を強化し、市民の意識の醸成に努めます。

3 消費者支援

市民生活を安全で豊かなものとするため、消費生活の向上を図るとともに、様々な消費者教育、啓発、情報提供に努めます。

基本施策3 地域活性化の推進 地域振興

1 シティプロモーション

下妻ブランドの効果的なプロモーションを行うとともに、下妻への愛着・誇りの形成を促進します。

2 移住、定住

「選ばれるまち」を目指し、本市の魅力に共感する人が生涯にわたって暮らしたいと思えるまちづくりを進めます。

3 出会い、結婚

希望する時期に、希望する在り方で結婚できるよう、若者世代からの意識啓発を積極的に推進するとともに、地域、企業、行政が連携して、結婚の機会創出などによる支援を行います。

4 空き地、空き家

市内に存在する空き地や空き家の適切な管理を行い、利活用方策の検討や、法律に基づく計画的な処分などを行います。

基本施策4 自然・環境の保全 自然、環境

1 自然、環境

市民のかけがえのない共有財産である砂沼などの市内に残る自然環境の保護・保全に努めます。

都市基盤

自然と都市が共生する「快適なまち」

● 基本方針 ●

自然との共生を進める本市の特性を生かした魅力ある街並み形成と住環境整備や、合併以後のハード整備の着実な進行、そしてそれらを堅実なものとする都市計画の立案・整備といった「まちづくり」の取り組みを推進します。

これにより、必要な都市開発を進めるとともに、ゆとりのある住環境の形成に取り組み、コンパクトな本市ならではの安全と快適さが行き届く「都市基盤」の向上を目指します。

● 基本施策 ●

基本施策 1 都市計画の推進と景観の形成

都市計画・整備

1 土地利用

地域特性を生かした土地利用の形成に努めつつ、土地利用構想に位置付ける都市的土地利用については、周辺環境と調和の上、柔軟な対応を行います。

2 都市計画

下妻市都市計画マスタープランに基づき魅力ある都市づくりを推進するとともに、立地適正化計画による持続可能な都市構造への転換を図ります。

3 市街地

下妻駅及び宗道駅周辺の市街地の活性化を図るため、居住や都市機能の立地を誘導するとともに、砂沼などの地域資源を生かした市街地整備を推進します。

4 公園、緑化

魅力的な水辺空間や緑豊かで「花のまちしもつま」に相応しい公園として、市民のやすらぎの場となるよう、自然と調和した公園緑地の整備と管理を行います。

基本施策 2 社会基盤の整備・拡充

社会基盤

1 住宅、宅地

市民の住生活をより豊かなものとするため、市民生活に深く関わる施策と密接な連携を進めることにより、総合的な住宅施策を展開します。

2 景観、住環境

自然景観、歴史的景観を生かした地域の活性化と魅力の向上に努め、景観・住環境に関する法令を遵守し良好な都市景観の形成を目指します。

3 国道、県道

国道、県道の事業推進に向け、整備促進を図るため、関係市町、関係機関と連携し、国、県への要望活動を継続的に実施します。

4 市道

安全なまちづくりを推進し、災害時の輸送力を確保するため、1級・2級市道及び都市計画道路の効率的・効果的な整備を推進します。また、生活道路の側溝整備や維持修繕、橋梁の老朽化への対応を図ります。

5 上水道

人口減少などに伴う水需要の減少に応じた施設規模の適正化を図りつつ、各施設の耐震化、更新・改築を計画的に行い、施設の健全性を確保し、安全・安心な市民生活を支える持続可能な水道事業を図りながら経営の合理化に努めます。

6 下水道

公共下水道の整備を計画的に推進し、未普及区域の解消を図り、併せて健全な運営に努め、安定した下水道事業を進めます。

7 河川

国、県などの関係機関と連携し、自然環境を整備し、水害の発生を防止するための堤防の設置、河川の維持修繕を行い、河川の整備・保全を図ります。

8 排水路

都市下水路及び市街地排水路の維持管理を適切に実施するよう努めます。

基本施策3 公共交通網の整備・拡充 公共交通

1 公共交通

地域の特性に適した移動手段の確保に努めるとともに、移動の利便性向上を図ります。

市民協働 行財政運営

市民と共に次世代を築く「自立したまち」

● 基本方針 ●

市民主体のまちを目指し、一人ひとりが地域やまちづくりの担い手として活動することにより、誰もが本市に誇りを持つことのできる協働のまちづくりへの取り組みを推進します。

また、公共の福祉、市民サービスの向上を図るため、自治体として自らの決定と責任でまちづくりを進めることで、開かれた市政と、安定した行財政運営への取り組みを推進します。

これにより、市民と共に未来を歩み、新たなまちを作り出すことのできる下妻市を掲げ、「市民協働、行財政運営」の向上を目指します。

● 基本施策 ●

基本施策1 市民協働・地域活動の推進

市民協働、地域活動

1 住民自治、地域コミュニティ

自治会や市民団体などが行う公益的な活動を支援するとともに、身近な課題解決や地域の活性化につながる協働の取り組みを推進します。

2 男女共同参画

市民、事業所などの多様な主体との連携・協働による実践的活動に取り組み、充実した心豊かな生活の実現を目指します。

3 人権、同和対策

市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、差別のない明るい社会を目指します。

基本施策2 自立した行財政運営

広域連携、行財政運営

1 広報広聴、情報公開

効果的な情報発信・情報収集を行うため、広報広聴機能の充実を図るなど情報提供施策を推進し、また、市民の請求に応じる情報公開制度の適正な運用に努めます。

2 情報化

ICTの活用により、行政手続の電子化を推進するとともに、情報のセキュリティ強化を図り、効率的で迅速な情報管理を行います。また、マイナンバーカードの利便性を調査・研究し、事務の効率化を図るとともに、活用方法を検討します。

3 行財政改革

将来にわたって自主自立したまちづくりを進めていくため、適切な行財政運営を目指し、債務の適正な管理、歳入の確保などに引き続き努めます。

4 財政

将来を見据えた財政の健全化を実現し、自主財源の確保を常に視野に入れながら、自立した都市・財政基盤を構築するための財政健全化を推進します。

5 税政

公平かつ適正な課税・徴収により、市財政の安定を図ります。

6 行政経営

行政組織や機構を改善し、質の高いサービスを提供します。

7 公共施設マネジメント

時代の変化に対応した市民サービスを提供するための場としての公共施設の整備を行い、持続可能な都市経営の基盤を整備します。

第2節 まちづくりの目標と施策の方向性

基本理念	将来像	まちづくりの目標	基本施策	分野施策
<p>市民一人ひとりが活躍し、ひと・もの・しごとと活力あるまちづくりをいつまでも暮らしたい 誰もが安心して暮らせるまちづくり</p>	<p>人と自然を活かし、住みよさを創るまち しもつま</p>	<p>1. 子育て、医療、社会福祉</p> <p>誰もが健やかに暮らせる 「安心なまち」</p>	<p>1. 出産、子育て 子育て環境の充実</p> <p>2. 健康づくり、医療 保健・医療の充実</p> <p>3. 社会福祉 地域共生・社会福祉の推進</p>	<p>1 子育て 2 児童福祉</p> <p>1 保健 2 医療 3 国保、後期高齢者医療、年金</p> <p>1 社会福祉 2 障害者福祉 3 高齢者福祉 4 介護保険 5 地域福祉、地域包括ケア</p>
		<p>2. 教育、文化</p> <p>人と文化を育む 「心豊かなまち」</p>	<p>1. 幼児、学校教育 教育環境の充実</p> <p>2. 生涯学習、文化、スポーツ 生涯学習・文化・スポーツの推進</p> <p>3. 都市間交流、国際交流 都市間交流・国際交流の推進</p>	<p>1 幼児教育 2 義務教育</p> <p>1 生涯学習、公民館 2 青少年育成 3 芸術、文化、市民文化会館 4 文化財、博物館 5 図書館 6 スポーツ振興、体育施設</p> <p>1 都市間交流、国際交流</p>
		<p>3. 観光、産業振興</p> <p>にぎわいと活力を生み出す 「活力あるまち」</p>	<p>1. 農業 農業の振興</p> <p>2. 観光、商工業、企業誘致、地域支援 地域経済の活性化と観光の振興</p> <p>3. 雇用、就労、ワーク・ライフ・バランス 就労環境の適正化</p>	<p>1 農業経営 2 農業基盤</p> <p>1 観光 2 商業 3 工業、企業誘致 4 地域資源活用、産業創造</p> <p>1 就労 2 ワーク・ライフ・バランス</p>
		<p>4. 生活、環境</p> <p>環境にやさしく災害に強い 「安全なまち」</p>	<p>1. 生活環境、衛生 生活・衛生環境の向上</p> <p>2. 防災、防犯、危機管理 地域の安全・安心の強化</p> <p>3. 地域振興 地域活性化の推進</p> <p>4. 自然、環境 自然・環境の保全</p>	<p>1 公害 2 墓地、葬斎場 3 ごみ対策、リサイクル</p> <p>1 防災、国民保護 2 交通安全、防犯 3 消費者支援</p> <p>1 シティプロモーション 2 移住、定住 3 出会い、結婚 4 空き地、空き家</p> <p>1 自然、環境</p>
		<p>5. 都市基盤</p> <p>自然と都市が共生する 「快適なまち」</p>	<p>1. 都市計画・整備 都市計画の推進と景観の形成</p> <p>2. 社会基盤 社会基盤の整備・拡充</p> <p>3. 公共交通 公共交通網の整備・拡充</p>	<p>1 土地利用 2 都市計画 3 市街地 4 公園、緑化</p> <p>1 住宅、宅地 2 景観、住環境 3 国道、県道 4 市道 5 上水道 6 下水道 7 河川 8 排水路</p> <p>1 公共交通</p>
		<p>6. 市民協働、行財政運営</p> <p>市民と共に次世代を築く 「自立したまち」</p>	<p>1. 市民協働、地域活動 市民協働・地域活動の推進</p> <p>2. 広域連携、行財政運営 自立した行財政運営</p>	<p>1 住民自治、地域コミュニティ 2 男女共同参画 3 人権、同和対策</p> <p>1 広報広聴、情報公開 2 情報化 3 行財政改革 4 財政 5 税政 6 行政経営 7 公共施設マネジメント</p>